

DCC | Digital Asset
Co-Creation Consortium

デジタルアセット共創コンソーシアム(DCC) | パーミッションレス型ステーブルコインWGの 導入・普及に向けた整理(サマリ)

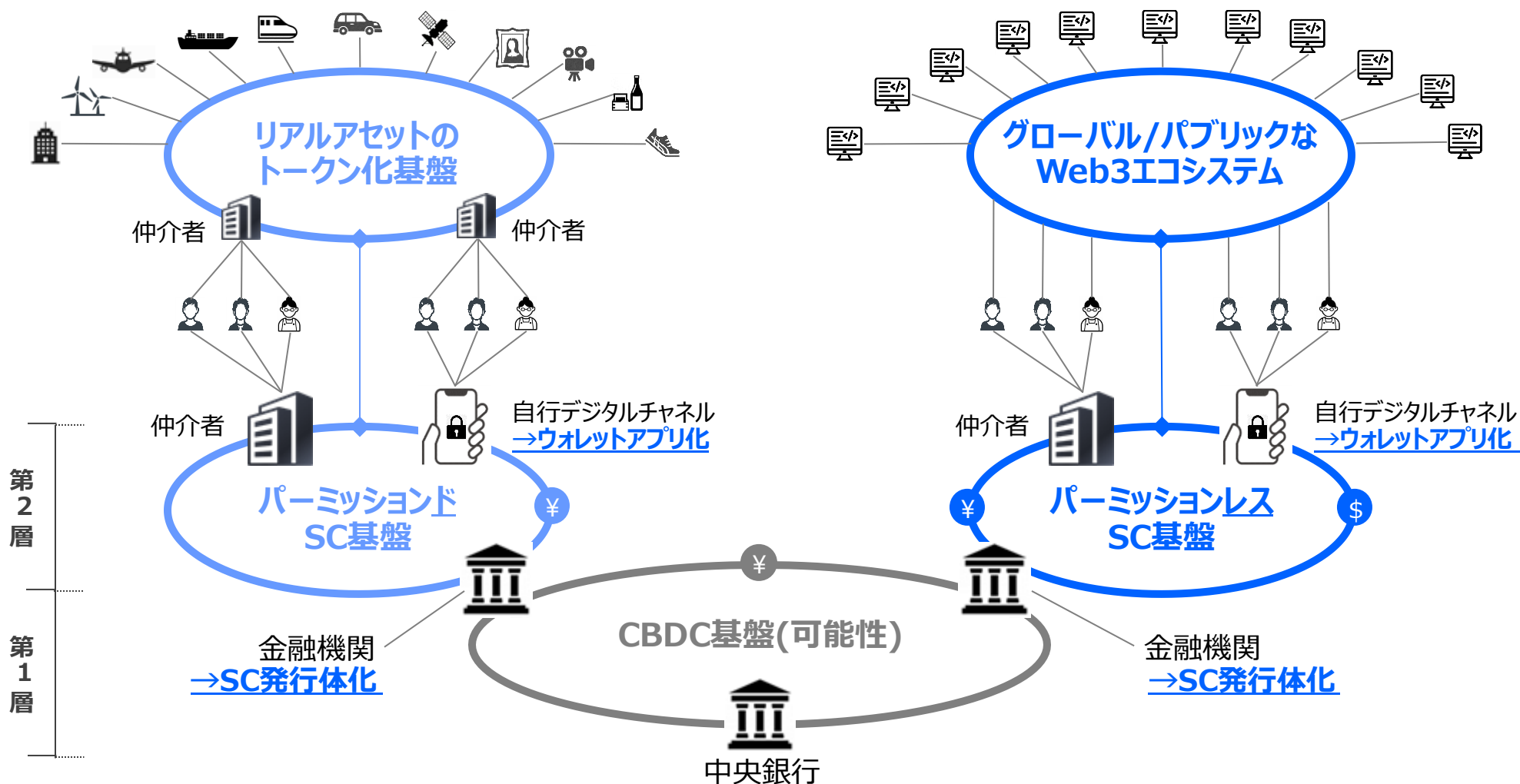
2022年12月

デジタルアセット共創コンソーシアム



#01-1 「決済システムの未来」と「新時代における国際競争力の確保」

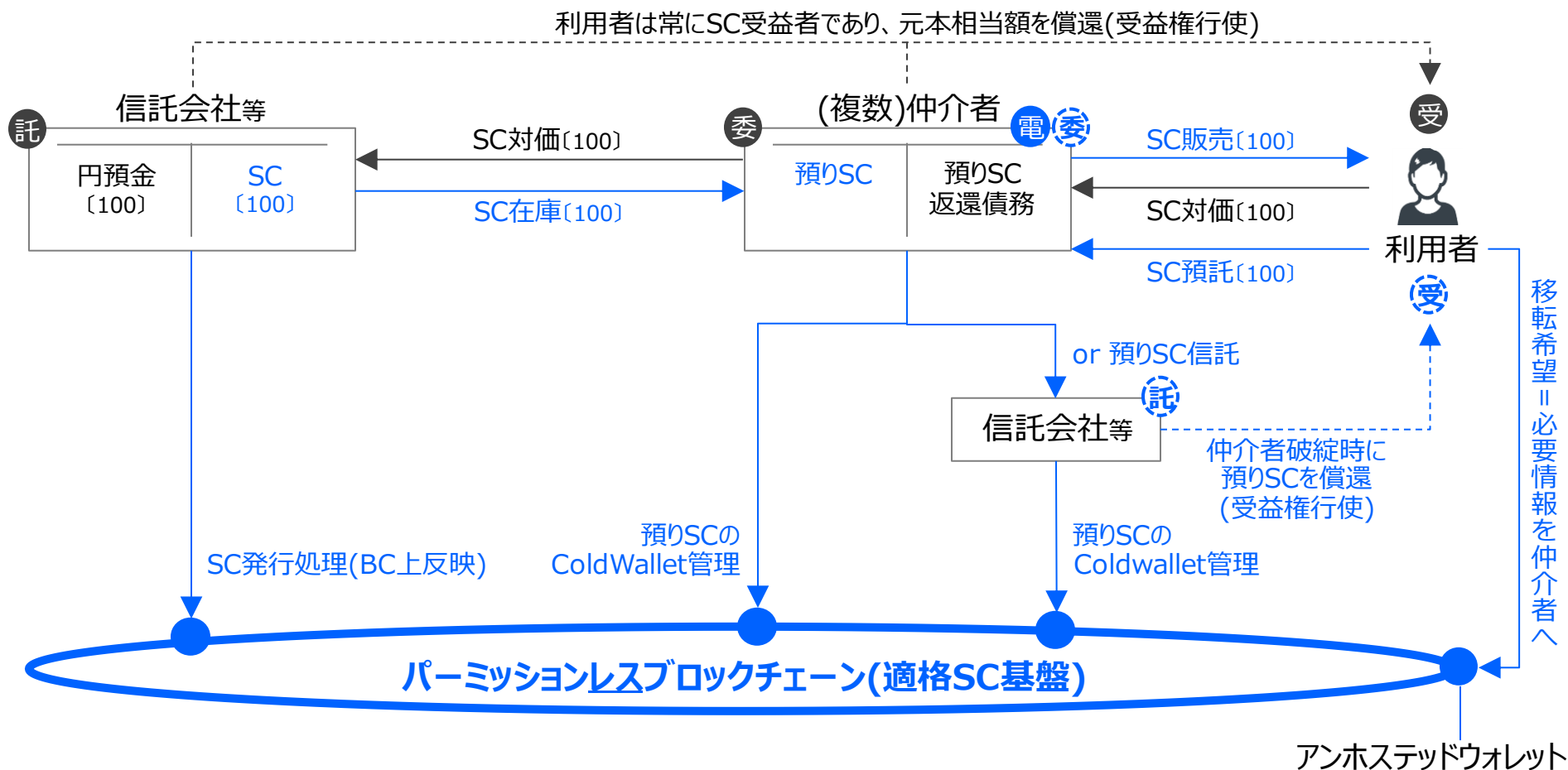
- リアルアセットのトークン化に呼応する形で、我が国の決済システムについても、オンチェーン対応が可能な仕組みに拡張していく未来が想定される。
- パーミッションレス型SCを介したWeb3エコシステムとの接続(ガラパゴス化回避)や、“国産”SCのグローバルな普及による円の価値向上にも繋がる。
- 仮に、将来的に「CBDC」が実現した場合も、「SC」とは二層構造で重複なく役割分担することが想定され、各金融機関は法定通貨とSCの変換を担う「ウォレット」ビジネスの機会が広がる等、決済のメインストリームの進化として捉え、実現していく必要がある。



#02-2 「国内発行型/円建てSC」スキーム（“国産”ステーブルコイン）

- 各仲介者を共同委託者兼当初受益者、信託銀行等を受託者として円建ての特定信託受益権型SCを発行し、仲介者が利用者に対して当該SCを販売するスキーム。
- 固有の論点は、当該SCの海外利用に伴う追加対応のみであり、その他パーミッションレス型基盤上のSCであることによる「AML/CFT」「権利移転のルール」といった論点は、全パーミッションレス型SCで共通の内容である。

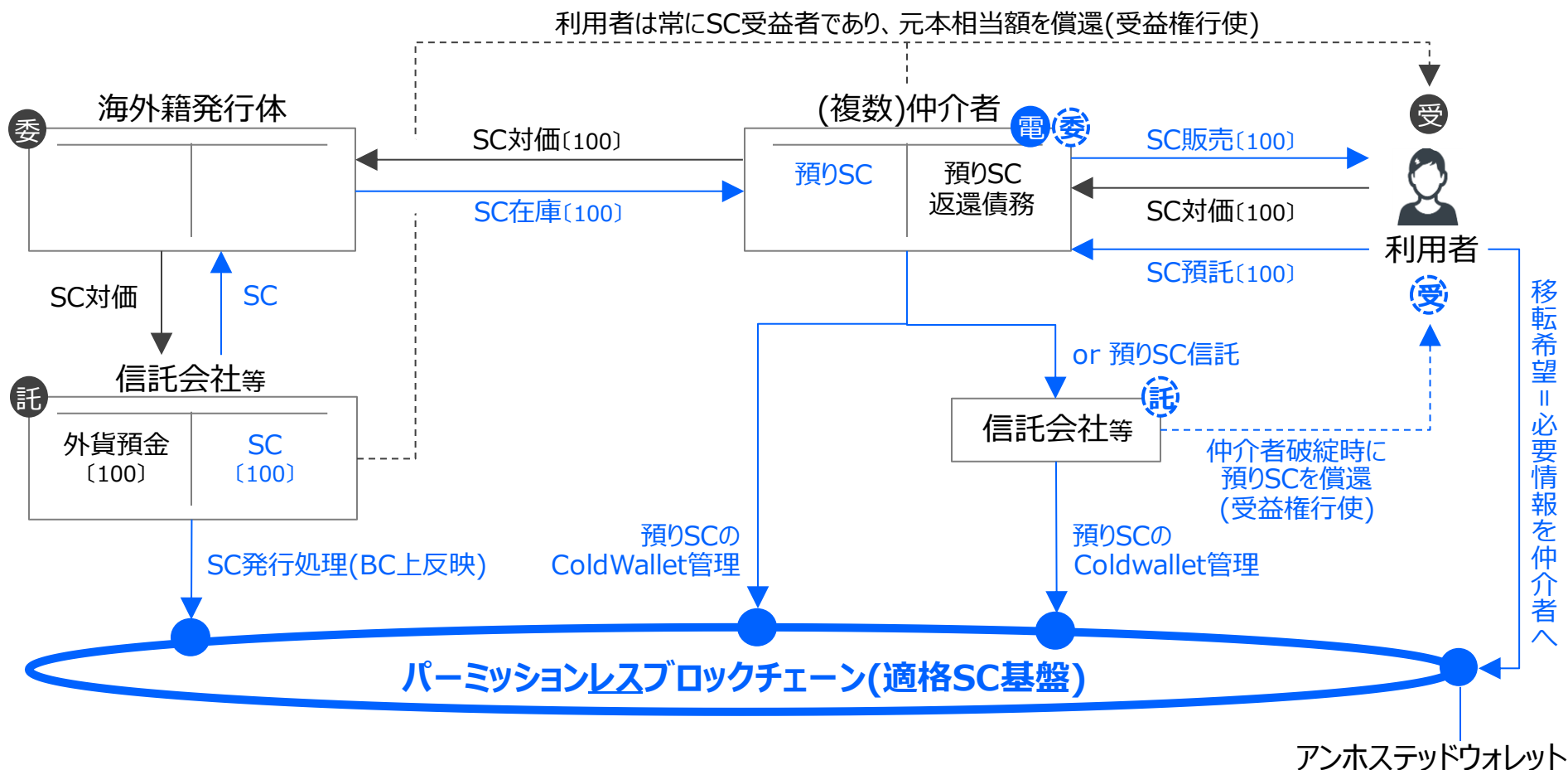
【凡例】 ● 委託 金銭信託委託者 ● 託 同受託者 ● 受 同受益者 ● 委託 SC信託委託者 ● 託 同受託者 ● 受 同受益者 ● 電 電子決済手段等取引業者



#02-1 「国内発行型/外貨建てSC」スキーム

- 既に海外でSCを発行している海外籍発行体が、直接委託者兼当初受益者となり、国内の信託銀行等を受託者とする金銭信託を行ったうえで、受益権として特定信託受益権型SCを発行、海外籍発行体が受領した当該SCを各仲介者に譲渡し、各仲介者が利用者に当該SCを販売するスキーム。
- 本スキーム固有論点としては、委託者に対する業規制有無、当該SCの海外利用に伴う追加対応、等が挙げられる。

【凡例】 委 金銭信託委託者 託 同受託者 受 同受益者 委 託 SC信託委託者 託 同受託者 受 同受益者 電 電子決済手段等取引業者



#03-1 課題と今後の予定

- 法律改正等を要さず、短期的に課題の解決が可能な施策について、まずはアクションを起こしていく。
- 具体的には、横断的な論点である取引安全性やAML/CFTについても、現実的方法を確立し、且つ「国内発行型/円建てSCスキーム」におけるSCの海外利用に対する仕組みの確立を行う。
- 本質的な課題については、今後の法律改正等も見据え、関係当局や研究者・実務家等と、オールジャパンの態勢で取り組んでいく。

課題と打ち手		内容
1 2 3	短期 — 法律改正等を要さない	「権利移転に係るルール」として、アンホステッドウォレットを含むパーミッションレスブロックチェーンにおける、法律上も比較的 <u>安定的に権利移転を可能にするための約款等</u> の検討
		我が国において、パーミッションレスBC上でSCが移転した場合に、実体法上の権利の移転が確定的になされるのかについて明確なルールが存在しないが、ブロックチェーンの特徴を踏まえ、 <u>利用規約(約款)で権利移転のルールを明確化する等、現実的方法</u> で取引安全を確保する。
		パーミッションレス型SCの管理・移転に関する <u>AML/CFTの適切な措置</u> の検討
4 5 6		「国内発行型/円建てSCスキーム」における、国内で発行した <u>SC(特定信託受益権)の海外利用に対する仕組み</u> の確立
		利用者の所在する海外の法域における金融規制等が国内の発行体又は電子決済手段等取引業者に対しても適用される可能性がある。したがって、 <u>いかなる場合に、どのような海外の金融規制等が発行体等に適用されるかを洗い出して、適切な対応を行う</u> ことが必要である。
	中長期 — 法律改正等を要する	「仲介者破綻リスクへの対応」の一環として、 <u>仲介者の預りSCに対する利用者の優先弁済権</u> を規定(暗号資産交換業者の預り暗号資産と同様)
		預り暗号資産について、 <u>利用者は他の債権者に先立ち弁済を受ける権利(優先弁済権)</u> を有しており、暗号資産交換業者の破綻時でも保全が図られているが、 <u>同様の規定を電子決済手段についても追加</u> することが考えられる。
5 6		「権利移転に係るルール」として、パーミッションレスブロックチェーン上の取引の特殊性を踏まえ、 <u>アドレスの特定をもって債権譲渡(SC移転)の事実を表示する内容としては必要十分</u> である(別途対抗要件を具備する必要がない)とする <u>私法上の整理</u> の明確化
		SCのみならず、 <u>ブロックチェーン上の全てのトークンにあてはまる論点</u> 。債権譲渡ではなく、トークンが帰属するブロックチェーンアドレスを管理する者が確定的に権利を有しており、 <u>トークンの他のアドレスへの移転が効力発生要件</u> であり、移転先アドレスを管理する者が確定的に権利を取得するという整理が、実態に適していることをベースに、どのように法律構成するのが適切か、 <u>研究者・実務家の研究会等で議論</u> していくことが考えられる。
6		「権利移転に係るルール」として、 <u>対抗要件特例の適用が可能な産業競争力強化法</u> における、パーミッションレスブロックチェーンの特殊性を踏まえた <u>認定要件の追加規定</u>
		パーミッションレス型SCについて <u>債権譲渡の第三者対抗要件が必要となる場合</u> には、 <u>産業競争力強化法における債権譲渡の通知等に関する特例</u> を利用し、情報システムを利用した通知又は承諾による第三者対抗要件の具備ができないかについて検討する。

免責事項

- 本資料は、ディスカッション用に作成されたものであり、三菱UFJ信託銀行の個別の商品、サービスを勧誘することを目的としたものではありません。本ディスカッション或いは資料だけで契約が成立するものではありません。従って、当社はいかなる種類の法的義務、或いは責任を負うものではありません。
- 本資料は信頼できると思われる各種データ等に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認ください。
- 本資料は当社の著作物であり、著作権法により保護されております。当社の事前の承認なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。
- 商号等：三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
- 加入している協会の名称：日本証券業協会 一般社団法人日本STO協会
一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 デジタル企画部 デジタルアセット事業室
プロダクトマネージャー 齊藤 達哉
(Mail) progmata_post@tr.mufig.jp

DCC | Digital Asset
Co-Creation Consortium

